

## 令和4年度 小・中・義務教育学校及び特別支援学校教員5年次相当研修実施要項

- 1 趣 旨 3年次研修を修了し、市町組合立小・中・義務教育学校及び特別支援学校の教諭及び講師（任用の期限を附さない常勤講師）（以下、「教諭等」という）として、5年次相当に達した者に対して、各学校における相応の経験を踏まえ、教員としての資質を高め、時代の変化に対応する実践的指導力の向上を図る。
- 2 主 催 兵庫県教育委員会
- 3 対象者 令和4年4月1日現在、市町組合立小・中・義務教育学校及び特別支援学校の教諭等として勤務している者で、3年次研修を修了し、以下のいずれかの条件を満たす者
  - (1) 平成30年度に初めて教諭等として採用（本県及び他都道府県、国立並びに私立学校を含む。以下同じ。）されて5年目を迎えた者
  - (2) 平成31（令和元）年度に初めて教諭等として採用され、4年目を迎えた者のうち、受講を希望する者
  - (3) 令和3年度以前の小・中・義務教育学校及び特別支援学校教員5年次相当研修又は5年次研修の対象者のうち該当する研修を修了していない者

なお、以下の者は対象者から除く。

  - ・昨年度までに小・中・義務教育学校及び特別支援学校教員5年次相当研修を修了した者
  - ・本県及び他都道府県・国立並びに私立学校における教諭等としての勤務期間が5年を過ぎて、市町組合立小・中・義務教育学校及び特別支援学校教諭等として採用された者
  - ・養護教諭、栄養教諭
- 4 内 容 対象者は、兵庫県教員資質向上指標に基づき、次の研修から自己の課題に応じて1日の研修を選択し、受講するものとする。
  - ・県教育委員会事務局本庁関係課が実施する職務研修
  - ・県立教育研修所が実施する選択研修、研究発表会
  - ・教育事務所が実施する研修
  - ・市町組合教育委員会が実施する研修、研究発表会
  - ・校長会が実施する教科等部会研修会
- 5 修了者
  - (1) 学校長は、当該年度に修了した者の名簿を期日までに、所管する市町組合教育委員会に報告する。
  - (2) 市町組合教育委員会は、学校長からの報告により当該相当研修が修了した者を確認し、保管する。
- 6 その他
  - (1) 受講に関する旅費は、所属所負担とする。
  - (2) この要項に定めるものの他、必要な事項については県立教育研修所長が別途定める。

## 令和4年度 小・中・義務教育学校及び特別支援学校教員 15年次相当研修実施要項

- 1 趣 旨 中堅教諭等資質向上研修（旧 10年経験者研修）を修了し、市町組合立小・中・義務教育学校及び特別支援学校の主幹教諭、教諭及び講師（任用の期限を附さない常勤講師）（以下、「教諭等」という）として、15年次相当に達した者に対して、各学校における相応の経験を踏まえ、信頼される学校づくりを推進する上で中核となる教員としての資質を高め、時代の変化に対応し得る実践的指導力の向上を図る。
- 2 主 催 兵庫県教育委員会
- 3 対象者 令和4年4月1日現在、市町組合立小・中・義務教育学校及び特別支援学校の教諭等として勤務している者で、中堅教諭等資質向上研修（旧 10年経験者研修）を修了し、以下のいずれかの条件を満たす者
  - (1) 平成20年度に初めて教諭等として採用（本県及び他都道府県、国立並びに私立学校を含む。以下同じ。）されて15年目を迎えた者
  - (2) 平成21年度から平成23年度に初めて教諭等として採用されて12年目、13年目、14年目を迎えた者のうち受講を希望する者
  - (3) 令和3年度以前の小・中・義務教育学校及び特別支援学校教員 15年次相当研修又は15年次研修の対象者のうち該当する研修を修了していない者

なお、以下の者は対象者から除く。

  - ・昨年度までに小・中・義務教育学校及び特別支援学校教員 15年次相当研修を修了した者
  - ・本県及び他都道府県・国立並びに私立学校における教諭等としての勤務期間が15年を過ぎて、市町組合立小・中・義務教育学校及び特別支援学校教諭等として採用された者
  - ・養護教諭、栄養教諭
- 4 内 容 対象者は、兵庫県教員資質向上指標に基づき、次の研修から自己の課題に応じて1日の研修を選択し、受講するものとする。
  - ・県教育委員会事務局本庁関係課が実施する職務研修
  - ・県立教育研修所が実施する選択研修、研究発表会
  - ・教育事務所が実施する研修
  - ・市町組合教育委員会が実施する研修、研究発表会
  - ・校長会が実施する教科等部会研修会
- 5 修了者
  - (1) 学校長が当該年度に修了した者の名簿を期日までに、所管する市町組合教育委員会に報告する。
  - (2) 市町組合教育委員会が学校長からの報告により当該相当研修が修了した者を確認し、保管する。
- 6 その他
  - (1) 受講に関する旅費は、所属所負担とする。
  - (2) この要項に定めるものの他、必要な事項については県立教育研修所長が別途定める。